

財務省告示第四百七十四号

個人向け国債の取扱機関になることができる者のうち、個人向け国債の募集の取扱いを認めることが適当でないとして認められる者を除いた者を変更したので、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第五項の規定に基づき、個人向け国債の取扱機関になることができる者のうち、個人向け国債の募集の取扱いを認めることが適当でないとして認められる者を除いた者を定めた件（平成十七年十二月一日財務省告示第四百五十一号）の一部を次のように改正し、平成十七年十二月三日から適用する。

平成十七年十二月二十一日

財務大臣 谷垣 禎一

「、マネックス・ビーンズ証券株式会社」を「、マネックス証券株式会社」に改める。